

軽自動車等 各種申告手続について

●手続きの詳細やその他の手続きについては各団体へお問い合わせください。

山形県長井市

車 種		ナンバー	手続場所	備 考
原動機付 自転車	50cc以下 *新基準原付含む	長井市や・ゆ・よ	【市役所市民課 1番窓口】 〒993-8601 長井市栄町1番1号 Tel 0238-82-8007 市外へ住所変更される場合 転出先の市町村で、市外の方に名義変更 される場合は新所有者の住所地の市町村 で申請してください。	申請時に必要なもの ■登録 名義変更 ・印鑑 ・自賠責保険証 （原動機付自転車の場合） ・本人確認書類（運転免許証等） ・販売・譲渡証明書等 ■廃車 ・印鑑 ・ナンバープレート （紛失の場合は損料100円） ・本人確認書類（運転免許証等） 原付自転車等の 手続きについては HPにも掲載しています。 右のQRコードを読み込み、 ご確認ください。 
	51～90cc	長井市な		
	91～125cc	長井市あ		
	特定小型原付 *電動キックボード含む	長井市ま		
	ミニカー	長井市か		
小型特殊 自動車	農耕用	長井市・長井市わ 山形9・99・00	【山形運輸支局】 〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422-1 Tel 023-686-4711	旧大型特殊(山形9・99・00)の消滅手続きは運輸支局で
	その他	長井市・長井市わ		
旧大型特殊自動車		山形9・99・00		
二輪の 小型自動車	251cc以上	山形い・ま・み・む・め・も・や		
二輪の 軽自動車	126～250cc	1山形あ・い・う・え・な		
被けん引自動車 (排気量なし)		山形40を・80を・880を・480を	【軽自動車協会 山形事務所】 〒990-2251 山形市立谷川三丁目-3553番地 Tel 050-3816-1835 FAX 023-686-3602 県外で車両を使用されている方 最寄りの軽自動車検査協会にお問い合わせ ください。	申請時に必要なもの ■登録 ・印鑑 ・譲渡証明書又は届出済証 ・住民票(新所有者) ■廃車 ・印鑑 ・車検証又は届出済証 ・ナンバープレート ■名義変更 住所変更 ・印鑑 ・車検証又は届出済証 ・住民票(新所有者) 車検証・ナンバー紛失した場合 課税台帳の写しが必要です。税務 課市民税係(8番窓口)で発行します。
雪上車		0山形あ		
三輪の軽自動車		33山形あ		
四輪乗用 軽自動車	自家用	山形50・57・580～599・780～783 8山形・88山形		
	営業用	山形50り・580り		
四輪貨物 自動車	自家用	山形40・47・480～486 山形80・880・6山形・66山形	※代行申請できます。 (手数料がかかる場合があります。) 【西置賜自動車会館】 長井市幸町13-1 Tel 0238-84-1327	
	営業用	山形40り・480り・80り・880り		

◆本件についてお問合せ

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

長井市税務課市民税係

TEL 0238(82)8006

FAX 0238(87)3365